

豊平第四分区町内会町内世帯カード

取扱注意

このカードの内容は、町内会活動の推進や町内会全会員の町内会活動に伴う保険の適用、災害等の緊急時に対応するために活用します。											
住所	豊平区豊平4条2丁目 ー ー 号 (マンション名)				電話番号 ー	記入 令和 年 月 日					
※下記の要援護欄の番号を記入 →											
世帯主	氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日 ・年 齡			性 別	※注1 職業 <small>※ 記入したくない場合は記入不要です。</small>	健康状態	避難援護の要否			
		明治・大正 昭和・平成	年 月 日 歳	・男 ・女	職業	良好・病弱 通院・入院	・要 ・否				
同居の ご 家族	氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日 ・年 齡			性 別	※注1 職業※ 記入したくない場合は記入不要です。	健康状態	避難援護の要否			
		明治・大正 昭和・平成	年 月 日 歳	・男 ・女		良好・病弱 通院・入院	・要 ・否				
		明治・大正 昭和・平成	年 月 日 歳	・男 ・女		良好・病弱 通院・入院	・要 ・否				
		明治・大正 昭和・平成	年 月 日 歳	・男 ・女		良好・病弱 通院・入院	・要 ・否				
		明治・大正 昭和・平成	年 月 日 歳	・男 ・女		良好・病弱 通院・入院	・要 ・否				
		明治・大正 昭和・平成	年 月 日 歳	・男 ・女		良好・病弱 通院・入院	・要 ・否				
		明治・大正 昭和・平成	年 月 日 歳	・男 ・女		良好・病弱 通院・入院	・要 ・否				
※ 要援護の状況	災害時の避難の際、援護が必要な方の状況を右の「避難援護の要否欄」に下記の番号から選びご記入ください。 <table style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">① (ほぼ)寝たきりである。【担架が必要】</td> <td style="width: 50%;">② 車椅子を使用(歩行が困難を含む。)</td> </tr> <tr> <td>③ 歩行や移動に介助が必要</td> <td>④ 避難時には介助が必要</td> </tr> </table>							① (ほぼ)寝たきりである。【担架が必要】	② 車椅子を使用(歩行が困難を含む。)	③ 歩行や移動に介助が必要	④ 避難時には介助が必要
① (ほぼ)寝たきりである。【担架が必要】	② 車椅子を使用(歩行が困難を含む。)										
③ 歩行や移動に介助が必要	④ 避難時には介助が必要										
緊急時の連絡先	氏 名	住 所			電話番号	続柄					
※記載に当たって	※ 職業は、ご家族が留守中に火災等の災害時の連絡用のためですが、記入したくない場合は、記入しなくとも構いません。 ※ カードは厳重に保管管理し複製したり、第三者に閲覧させることはありません。										

* 注1 : 世帯員に異動(出生・死亡(死亡弔慰金を支給) など)があったときには、町内会長までお知らせください。

* 本名簿の使用用途及び個人情報保護に関する取扱いについては、裏面をごらんください。

豊平第四分区町内会が保有する個人情報の取扱いについて

1 保有する個人情報と目的

(1) 本町内会は地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の親睦と福祉の向上を図り良好な地域社会の維持と形成に資することを目的として、町内会活動を行っています。

この目的を達成するために、皆さんの以下の個人情報を収集し、保有しています。

- | | | |
|------|----------------|-------------------|
| ① 住所 | ④ 生年月日 | ⑦健康状態 |
| ② 氏名 | ⑤ 職業・勤務先(任意記載) | ⑧災害避難の援護の要否及び支援希望 |
| ③ 性別 | ⑥ 電話番号 | ⑨緊急時の連絡先 |

(2) 利用目的は次のとおりです。

- ・ 会議開催、会員管理、会費請求、その他文書の送付など
- ・ 全町内会会員が加入している自治会活動保険の契約、保険適用事案発生の場合の保険金請求
- ・ 入学祝、敬老祝、弔意の対象者の把握、会員相互の交流・親睦を高める活動
- ・ 見守り活動、緊急時の要援護者への支援活動

2 特定の利用目的以外に、皆さんの個人情報を利用することはありません。

3 町内会内部での個人情報の取扱いに細心の注意を払い、本人の同意なしに第三者への情報提供をすることはありません。

4 次のような場合には、事前の同意なく外部に個人情報を提供することがあります。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事業を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- ・ 個人情報のうち役員に関するもので、市・区、地区町内会連合会、市・区・地区社会福祉協議会又はこれらに準じる公共目的団体・学校等が、町内会に関わる事業を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- ・ その他、委託により個人情報を提供する場合

○ 町内会の通常業務の範囲内における個人情報の利用について

皆さんの個人情報は、個々に例示したとおり、町内会の各種行事に代表される親睦や連絡調整及び防災、防犯のような生活の安全・安心の確保に限って利用されるものです。

ここで示した「利用目的の特定、目的を超えた利用の原則禁止」の町内会個人情報取扱規程を厳密に守ってまいります。